

委 託 契 約 書 (案)

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、「新潟県総合計画」成果指標に関する県民満足度調査業務委託について、次の条項により契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを実施する。

- （1） 委託事業名 「新潟県総合計画」成果指標に関する県民満足度調査業務委託
- （2） 委託事業の内容 別紙仕様書のとおり
- （3） 委託期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで

（委託料）

第2条 委託事業の委託料は金 円とする。

（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、委託料の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

（権利の譲渡等の制限）

第4条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（実施状況調査）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時調査し、乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（目的外使用）

第7条 乙は、委託事業の内容及び調査結果を他の目的に使用し、又は第三者の利用に供してはならない。

（秘密の保持）

第8条 乙及び乙の従業員は、この契約の遂行上知り得た甲の業務上の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、
別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実績報告)

第10条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときも含む。）
は、その日から起算して10日以内又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、委託事業の成果を記載した実績報告書を別紙仕様書に従い、甲に提出しなければならない。
(委託料の支払)

第11条 乙は業務の成果が検査に合格したときは、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(委託事業の中止等)

第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除するときは、第6条及び前条の規定に準じて精算するものとする。

(委託事業の変更)

第13条 乙は、前条に定める場合を除き、別紙仕様書に記載された委託事業の内容を変更するときは、その旨を文書により甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき

(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員によ

る不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（損害の負担）

第15条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（著作権等）

第17条 乙が委託事業により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

2 前項の規定による権利の継承は、無償とする。

(報告の徴収等)

第 18 条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等)

第 19 条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通保有する。

令和 年 月 日

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

個人情報取扱特記事項

※ 以下「甲」は新潟県を、「乙」は受託者を指す。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地検査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。